

AIによって生成されたコンテンツは誰のもの？

シヤニ・リヴォー、サム・アイクナー、マシュー・グリロ

- AIが生成した作品に対する著作権をめぐる訴訟において、米国の裁判所は著作者は人間でなければならないという要件を堅持しました。
- 裁判所の判決は、AI生成物に関する著作権についてまだ多くの課題が残されていることを如実に物語っています。

AIが作成したコンテンツは誰のものなのでしょうか？この疑問について Thaler v. Perlmutter 事件における米国連邦裁判所の判決が答えを示すかもしれないと、多くの人がこの事件の行方に注目していました。2022年6月、コンピュータ科学者のスティーブン・セイラー博士(Dr. Stephen Thaler)は、独自のAIシステムが生成した作品について米国著作権局へ著作権登録申請しましたが、「Human Authorship Requirement (著作者は人間でなければならないという要件。以下「著作者人間要件」)」を満たしていないとの理由で申請が拒絶されたため、著作権局へ再審査を請求しました。数カ月後、別件で同局は再びこの要件を適用しました。同局は、一度は著作権登録を認めていたクリスティーナ・カシュタノヴァのイラストコミック『Zarya of the Dawn』について、画像の生成にAIが使用されていることが明らかになったため、当該登録決定を**取り消しました**。Thaler博士は、Thaler v. Perlmutter 事件において、米国連邦裁判所に対し、AIシステムが著作物に値する作品を創作できるかどうかを判断し、著作権局の「著作者人間要件」を事実上覆すよう求めました。

背景

Thaler博士の米国連邦裁判制度における訴訟は今回が初めてではありません。今年初め、連邦最高裁判所は、Thaler博士がAIシステムを発明者としたDABUS(Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience: 統一された感覚を自律的に起動させる装置)に関する特許出願について、AIシステムは自然人ではないため、発明者たりえないとしたThaler v. Vidal 事件(米国連邦巡回控訴裁判所の2022年判決、事件番号21-2347)の上告を退けました。また、Thaler博士が著作権局を相手取って提起した訴訟は、Creativity Machineと名付けられた別のAIシステムに関するもので、これは人間の創造性を模倣するといえる方法で二次元アートワークを生成できる人工ニューラルネットワークです。2018年11月、Thaler博士はCreativity Machineが生成した「[A Recent Entrance to Paradise](#)」と題された二次元画像(以下「本作品」)について、同局に著作権登録申請を行いました。Thaler博士は自身を申立人、Creativity Machineを著作者として手続を行いました。同局は「著作者人間要件」を満たしていないとして申請を拒絶しました。

その際、著作権局は、オスカー・ワイルドの写真の著作権をめぐる画期的な判決に依拠しました。すなわち、写真技術が新しかった頃の写真の著作物性を確立した1884年のBurrow-Giles Lithographic Co. v. Saroni 事件(111 U.S. 53, 56)の判例です。また、同局は、1997年のUrantia Found. v. Kristen Maaherra 事件(114 F.3d 955, 957-59、連邦第9巡回控訴裁判所)にも依拠しました。この判決で裁判所は、「作品が著作物性を有するためには」「人間の創造性」が必要であり、「人間以外の霊的存在によって『創作された』」とされる書籍は著作物として保護できない

としました。同局はさらに、著作権法の用語が「すべて人間性を暗示しており、必然的に動物を除外する」という理由で、サルの自画像写真の著作物性を否定した、「Monkey Selfie」事件として知られる 2018 年の *Naruto v. Slater* 事件 (888 F.3d 418, 426、連邦第 9 巡回控訴裁判所) にも依拠しました。

連邦地方裁判所における争点

Thaler 博士は、コロンビア特別区連邦地方裁判所において、著作権局および著作権登録官兼同局長官としての公的立場にある Shira Perlmutter 氏に対して司法救済を求めました。Thaler 博士は訴状の中で、「原告の申請却下に対する行政手続法違反」という単一の請求原因を主張しました。Thaler 博士はまた、サマリー判決申立の根拠として、著作権局が依拠した判例が適切でない、あるいは誤って解釈されており、同局の「著作者人間要件」は著作権法の明らかな意図と広義の目的に反していると主張しました。具体的には、Thaler 博士は、同局が現代のコンピュータより前の判決に依拠したことが誤っていると主張し、また、著作権法の規定である合衆国法典第 17 編第 201 条(b)に定められているように、職務上作成された著作物は従業員によって作成されても、その権利は雇用者(例えば、企業)に帰属することを認めていることから明らかなように、同法は著作者が人間であることを要求していないとも主張しました。Thaler 博士はさらに、自身の AI システムは同法における「従業員」に該当し、自身によって排他的かつ完全に管理、運営、所有されていたため、「従業員」が職務上作成した著作物である本作品の著作権は自分に帰属すると主張しました。また、補足的に、Thaler 博士はコモンローの財産権に関する原則に基づいても、AI の「成果」としてまたは先取権によって、自らに AI の著作物が帰属すると主張しました。

著作権局も同じくサマリー判決を求め、Thaler 博士の申立てに対して提出した反論書で、当局の決定は確立した規範に基づくものであり、当局の決定が「恣意的かつ気まぐれ」である場合にのみこれを覆すことができると主張しました。具体的には、著作権局は、最高裁が「憲法の著作権条項および著作権法において使用される『著作者』という用語について議論する際、一貫して人間に言及してきた」と主張し、Thaler 博士の申請登録拒否を支持するために引用したのと同じ判例に依拠して、「著作者人間要件」を擁護しました。その際、同局は、合衆国法典第 17 編第 201 条(b)が、同法が人間以外の著作者を許容していることを示しているとの Thaler 博士の主張に反論し、同条項は「同法の目的上、著作物を委託した雇用者または『その他の者』が著作者とみなされると述べているだけであり、人間以外が著作物の文字通りの著作者であることを想定しているわけではない」と論じました。また、同局は、本作品が従業員によって作成されものとしてその著作権は自らに帰属しているという Thaler 博士の主張に対し、機械は Thaler 博士に雇用されることも、Thaler 博士と契約することもできないと反論しました。さらに著作権法は、Thaler 博士が依拠するコモンローの原則(例えば、無遺言相続や会社解散における著作権譲渡を規定するもの)に優先しているともいえるし、いずれにせよ本件に適用される原則ではないと主張しました。

連邦地裁の判決

2023 年 8 月 18 日、コロンビア特別区連邦地方裁判所は、米国著作権局による Thaler 博士の訴えを却下する請求を認めました。

予想されていたとおり、同裁判所は著作権局の立場に同意し、著作権法の明白な文言は著作権局の「著作者人間要件」の充足が必要であるという解釈を裏付けていると結論づけました。その際、同裁判所は、150 年近く前の最高裁判決である *Burrows v. Giles* 事件 (111 U.S. 53, 56、1884 年) や、「Monkey Selfie」、霊が書いたとされる本、自然が育てた庭園についての判決など、人間以外の創作者の著作権保護を否定する様々な判決を引用しました。同裁判所は、Thaler 博士の職務著作の原則やコモンローの財産原則に基づく補足的な主張は説得力がないとし、そのような議論は「有効な著作権が誰に登録されるべきかに関するものであり、それは

本末転倒である」と述べました。同裁判所はまた、著作権法における(必然的に人間である)従業員によって創作された著作物に明示的に限定される職務著作の法理や、人称代名詞を使用する様々な条項の議論にも、著作者人間要件に対する支持を見出しました。

自分が本作品を作成したという Thaler 博士の主張について、「(彼が)AIに指示を与え、本作品を作成するよう命じた」、「AIは(彼によって)完全に制御されている」、「AIは(彼の)指示によってのみ作動する」という議論については、Thaler 博士はこの論点を述べる機を逸したと裁判所は判断しました。裁判所は、著作権局が「恣意的かつ気まぐれに」行動したかどうかという厳しい要件に関して、著作権登録申請の行政記録にこのような主張の言及がないとして、かかる争点の審理を認めませんでした。同裁判所は、行政記録は Thaler 博士が「AIを使用して作品を生成する役割をまったく果たしていない」ことを証明していると判断しました。裁判所は、Thaler 博士の関与の度合いによっては、Thaler 博士が著作者であった可能性があることは認めましたが、それは結局のところ、彼が Creativity Machine によって生成されたと主張する著作物の登録申請とは矛盾するものであると指摘しました。

「Racter」として知られる AI システムによって作成された AI 生成物である『The Policeman's Beard is Half-Constructed』について、著作権局が 1984 年に著作権登録を認めたことは「著作者人間要件」に反すると思われませんが、そのことに今回の裁判所判決(および当事者の主張)が全く言及しなかったことは注目に値します。その重要な問題には答えていませんが、裁判所は AI が生成したコンテンツに関する他の問題を提起し、「アーティストが AI をツールボックスに入れて新しい映像作品やその他の芸術作品を生成するようになる中で、我々は著作権における新たなフロンティア」に近づいていることは間違いないと指摘しました。特に、裁判所は次のような疑問を投げかけています。

1. AI システムのユーザーを、生成された作品の「著作者」として認定し、結果として得られた画像に対して与えられる著作権保護の範囲を決定するために、どの程度まで人間による入力が必要なのか。
2. システムが未知の既存作品を学習した可能性がある場合、AI が生成した作品の独創性をどのように評価するか。
3. AI を含む創造的な作品を促進するために、著作権をどのように活用するのが最適か。

今回の Thaler 訴訟からは、これらの疑問に対する答えを得ることはできませんでしたが、いずれ新たな先駆者が現れ、今後さらなる指針を提供してくれるのは時間の問題でしょう。

本稿の原文(英文)につきましては、[Who \(If Anyone\) Owns AI-Generated Content?](#) と [Stand-Alone AI-Generated Content Is Not Copyrightable](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Shani Rivaux

shani.rivaux@pillsburylaw.com

Sam Eichner

sam.eichner@pillsburylaw.com

Matthew Grillo

matthew.grillo@pillsburylaw.com

奈良房永（日本語版監修）

fusae.nara@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

ジェフ・シュレップファー（日本語対応可）

jeff.schrepfer@pillsburylaw.com

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア（日本語対応可）

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2023 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.